

武庫小校区まちづくり連絡協議会所有の備品貸出しにかかる規定

(目的)

第1条 この規定は、武庫小校区まちづくり連絡協議会(以下、協議会)の所有する備品を有効活用するため、協議会が主催又は共催する事業を除く住民交流事業を行う団体等に貸出を行う際の必要な事項について定めたものである。

(貸出対象範囲)

第2条 この規定は、武庫小校区まちづくり連絡協議会の構成団体及び住民交流目的の事業を行う団体またはグループを貸出の対象とする。ただし、営利を目的とする事業または団体は貸出しの対象としない。

(貸出備品等)

第3条 貸出を対象とする備品は、別表のとおりとする。

(備品の借用)

第4条 備品等を借り受けようとする団体等(以下、「使用者」という。)は、原則として、借受日の1か月前に協議会に事前予約を行い、借受日の5日前までに借用書(様式第1号)を提出しなければならない。

(備品借用の費用負担)

第5条 使用者は、借用書提出時に規定の費用(別表に記載)を支払うものとする。また、次の各号において生じる費用負担については使用者の負担とする。

- (1) 備品等の使用に際し、必要な消耗品、燃料費等
- (2) 備品等の搬出入に伴う経費
- (3) 使用者が備品損害を生じさせたときの修繕及び賠償にかかる経費

(貸出の変更等)

第6条 協議会は使用者が次の各号に該当する場合は、貸出条件を変更または貸出を取り消すことができる。

- (1) この規定に違反したとき
- (2) 故障により使用することができなくなったとき
- (3) 災害その他事故により使用することができなくなったとき
- (4) その他やむを得ない事由が生じたとき

(管理責任)

第7条 使用者は備品等の破損等のないよう管理するものとする。また、使用者は備品等を他の目的に使用しまたは転貸してはならない。

(貸出等)

第8条 備品等の貸出期間は原則として3日間以内とし、協議会の指定した場所で受け取り、備品等の使用が終わったときは、使用者は借受け前の原状に復して、速やかに返還しなければならない。

(事故責任)

第9条 備品の使用によって生じた事故に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年5月19日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年5月24日から施行する。

別表(第3条関係)

No.	貸出備品等	貸出数	使用料(単位:円)		貸出条件等
			まち協 構成団体	その他	
1	お好み焼き鉄板(台付) 付属品付	1	2000	4,000	プロパンガス用・都市ガス用 ガス経費は使用者負担
2	焼きそば鉄板(台付) 付属品付	1	2000	4,000	同 上
3	餅つきセット (石臼・杵・台・釜・せいろ 等付属品付)	1	1500	3,000	
4	電子ピアノ	1	500	1,000	
5	カホン(打楽器)	1	150	300	
6	スポーツ吹矢セット	1	150	300	マウスピースは持参
7	発電機	2	1750	3,500	1台につき
8	チェンソー	1	300	600	
9	電子炊飯ジャー	2	300	600	
10	電子ジャー	1	200	400	
11	ミュージックベル	2	450	900	1セットにつき
12	簡易無線器 (トランシーバー)	11	400	800	1台につき 2台以上で貸し出し
13	簡易テント	1	200	400	
14	竹伐りのこぎり	3	無 料		
15	ラミネーター	1	無 料		ラミネートフィルム持参
16	テブラ	1	無 料		テープ持参
17	延長コード(30m)	1	無 料		
18	投光器	2	無 料		
19	携帯用拡声器	1	無 料		
20	餅切り機	1	無 料		

21	リヤカー	2	1000	2,000	1台につき
22	簡易ベンチ(4人掛け)	12	50	100	1脚につき
23	餅つき機	1	150	300	
24	シュレッダー	1	無 料		事務所内で使用
25	ディスク(ペーパー) カッター	1	無 料		事務所内で使用
26	クーラーボックス	2	100	200	1台につき
27	綿菓子機	2	1000	2,000	専用のザラメ砂糖使用のこと 最終的な清掃を要する場合は各1,000円増
28	ワイヤレスアンプー式	1	1500	3,000	ワイヤレスアンプ(1)、ワイヤレスマイク(1) 有線マイク(1)
29	草刈り機	2	400	800	1台につき
30	フライヤー (13L2槽式)	2	1,000	2,000	1台につき
31	おでん鍋	1	350	700	
32	自動草刈り機	1	2500	5,000	
33	エンジンプロア	1	250	500	
34	ポップコーン機	1	1500	3,000	
35	和太鼓	1	500	1,000	バチ(8) 台(1) 保存袋(1)
36	りんご飴機	1	100	200	
37	麻雀テーブル	2	100	200	1台につき
38	3段セイロ	1	200	400	
39	プロジェクター	1	900	1,800	
40	モバイルスクリーン	1	200	400	
41	消火用バケツ	60	無 料		
42	90ℓ溜め置き水槽	6	無 料		
43	心肺蘇生用訓練人形	2	無 料		

借 用 書

武庫小校区まちづくり連絡協議会会長 あて

申請者 団 体 名
代表者名 印
住 所
電 話 番 号

武庫小校区まちづくり連絡協議会の備品等を借用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 使用目的
- 2 使用場所
- 3 使用品目等

品 目	数 量	使 用 す る 期 間
		月 日 ~ 月 日

4 使用料金 _____ 円

5 取扱い責任者
(氏 名) (連絡先)

6 返却予定日 年 月 日 時

7 返却確認 年 月 日 まち協担当者氏名

※注意事項

- ① 使用時における事故等の一切の責任は、使用者の負担となります。
- ② 紛失、破損については、使用者の負担にて修繕し返却願います。